

3. 屋外広告物に関する規制・誘導

看板、はり紙などの屋外広告物は、にぎわいある街並みを創出する一方、無秩序に氾濫すると市街地や自然の景観を損ねてしまう可能性があります。

そこで、本市の良好な景観づくりにあたっては、景観計画及び屋外広告物条例に基づき、市内全域における屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。

(1) 屋外広告物の規制・誘導に関する基本的考え方

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、景観計画に基づき、周辺の景観との調和に十分配慮することとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などに関する制限については、屋外広告物条例で定め、規制・誘導を図ります。

(2) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置の際には、景観計画の第3章第1節「良好な景観づくりに関する方針」、第2節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準を遵守するものとします。

本市の良好な景観を形成または風致を維持するため、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、以下の事項に配慮するものとします。

- ・ 特に田園景観や住宅地景観においては、落ち着いた色彩とするとともに、けばけばしく点滅する広告物は設置しない。
- ・ 周辺の景観と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠とする。
- ・ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成または風致の維持のために配慮する。
- ・ 河川などの水辺または山並みなどの眺望を阻害しないよう配慮し、極力低層部に設置する。
- ・ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠などとする。また、建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物は極力集約する。
- ・ 必要最小限の大きさ及び設置数にとどめる。
- ・ 原色や蛍光色の使用を避けるなど、きわだって派手な色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とする。
- ・ ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずる。

その他、景観重要建造物及び景観重要樹木への屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置の原則禁止や以下に示す場所周辺における周辺の景観への配慮など、必要な制限を太田市屋外広告物条例に定めます。

- ・ 本市の景観の骨格を構成する場所
- ・ 景観形成重点地区
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木周辺

4. 景観重要建造物の指定と管理

本市の良好な景観づくりにあたっては、地域のシンボルとなる景観資源を良好な状態に保ち、活用していくことが重要です。

そこで、地域の歴史や生活が感じられる建造物や市民に親しまれてきた建造物などを、景観法に定められた「景観重要建造物」として位置づけ、外観の変更などを制限し、地域における景観づくりを推進します。

（１）景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

ただし、景観法の規定により、「文化財保護法」に基づく国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定または仮指定された建造物については適用しません。

- ・ 歴史的・文化的意義のある建造物
- ・ 地域における生活や生業が表れた地域固有の建造物
- ・ 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物
- ・ 景観づくりに先導的な役割を担う建造物

（２）景観重要建造物の指定の手続き

景観重要建造物の指定にあたっては、所有者と十分な協議を行い、同意を得ます。

また、事前に所有者及び管理者と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いた上で、保全、管理及び活用に関する事項について定めます。

なお、群馬県文化財保護条例及び太田市文化財保護条例に基づく指定文化財または文化財保護法に基づく登録有形文化財である建造物は、その歴史的・文化的な価値が広く認められていると考えられます。そこで、これらのうち公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物については、所有者の同意が得られたものを景観重要建造物として指定することを検討します。

（３）景観重要建造物の保全、管理及び活用の方針

市及び所有者などは、以下の保全、管理及び活用の方針に基づき、協働による景観重要建造物の適切な保全・管理を行います。

- ・ 積極的に広報を行うことにより、その価値を広く知らせめます。
- ・ 地域活動の拠点としての活用など、景観重要建造物を核とした地域の魅力ある景観づくりを支援します。
- ・ 周辺については、行為の届出に際して景観重要建造物に配慮した景観を誘導します。

なお、景観法の規定により、景観重要建造物に指定することによって、現状変更の制限、所有者などによる適切な管理義務などが生じます。

5. 景観重要樹木の指定と管理

地域の歴史や自然を象徴する樹木や市民に親しまれてきた樹木などを、景観法に定められた「景観重要樹木」として位置づけ、伐採などを制限し、地域における景観づくりを推進します。

（１）景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

ただし、景観法の規定により、「文化財保護法」に基づく特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定または仮指定された樹木については適用しません。

- ・ 歴史的・文化的意義のある樹木
- ・ 特徴的な樹容の樹木
- ・ 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木

（２）景観重要樹木の指定の手続き

景観重要樹木の指定にあたっては、所有者と十分な協議を行い、同意を得ます。

また、事前に所有者及び管理者と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いた上で、保全、管理及び活用に関する事項について定めます。

なお、群馬県文化財保護条例及び太田市文化財保護条例に基づく指定天然記念物である樹木は、その歴史的・文化的・自然的な価値が広く認められていると考えられます。そこで、これらのうち公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木については、所有者の同意が得られたものを景観重要樹木として指定することを検討します。

さらに、太田市緑化条例に基づく保存樹木は、特徴的な樹容を有し、地域の景観上重要な樹木であると考えられます。そこで、これらのうち公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木については、所有者の同意が得られたものを景観重要樹木として指定することを検討します。

（３）景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針

市及び所有者などは、以下の保全、管理及び活用の方針に基づき、協働による景観重要樹木の適切な保全・管理を行います。

- ・ 積極的に広報を行うことにより、その価値を広く知らしめます。
- ・ 周辺については、行為の届出に際して景観重要樹木に配慮した景観を誘導します。

なお、景観法の規定により、景観重要樹木に指定することによって、現状変更の制限、所有者などによる適切な管理義務などが生じます。

6. 景観重要公共施設の指定と整備

良好な景観づくりにあたっては、行政が先導的な役割を果たす必要があります。

このため、本市の景観の骨格を構成する、あるいは地域の景観づくりに先導的な役割を果たすなど、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園など）を、景観法に定められた「景観重要公共施設」に指定し、その整備に関する考え方などを定めます。

（１）景観重要公共施設の指定の方針

本市では、以下のいずれかに該当する公共施設（道路、河川、公園など）のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものを、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設は、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で指定します。

- ・ 本市の景観の骨格を構成する「みどりの景観」「水辺景観」「眺望景観」「沿道・沿線景観」「歴史・文化景観」などの一部を構成する公共施設
- ・ 地域の景観づくりの先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

（２）景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施・維持管理の各段階において景観への配慮が求められます。

そこで、景観重要公共施設の整備に関する考え方を以下のとおり定めます。

- ・ 景観重要公共施設の整備計画などの策定にあたっては、第３章第１節「良好な景観づくりに関する方針」、第２節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準（景観形成重点地区内では、その地区独自の良好な景観づくりの方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）に適合するよう配慮した形態・意匠、色彩、緑化などを検討する。
- ・ 補修及び改修時の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素を除却または改善する。
- ・ 景観阻害要素の除却または改善にあたっては、景観計画の第３章第１節「良好な景観づくりに関する方針」、第２節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準（景観形成重点地区内では、その地区における良好な景観づくりに関する方針、景観形成基準）に適合するよう配慮する。

（３）占有許可に関する考え方

電柱や自動販売機など、占有許可の対象となる施設の形態・意匠などは、道路などの公共空間の整備内容や周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

そこで、占有許可に関する考え方を以下のとおり定めます。

- ・ 配置は、主要な場所からの眺望や景観の連続性に配慮したものとする。
- ・ 色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物、周辺の自然環境などと調和し、経年変化に配慮したものとする。
- ・ 占有物件は、他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などにより修景するか、道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。
- ・ 公共空間内に設置される案内板・標識は、周辺の景観に調和したものとし、地域や公共施設の区域内で統一の取れたデザインとする。